

2 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
71	1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	1,025 単位	1,025	1月につき	
71	1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回		定期巡回サービス費	386 単位	386	1回につき	
71	1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ		随時訪問サービス費(Ⅰ)	588 単位	588		
71	1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ		随時訪問サービス費(Ⅱ)	792 単位	792		
71	6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	24時間通報対応加算			610 単位加算	610	1月につき
71	2111	夜間訪問介護Ⅱ	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	2,800 単位		2,800		
71	4111	夜間訪問同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算				
71	4112	夜間訪問同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算				
71	8000	特別地域夜間対応型訪問介護加算1	特別地域夜間対応型訪問介護加算				1回につき	
71	8002	特別地域夜間対応型訪問介護加算2	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 15% 加算				1月につき	
71	8100	夜間訪問小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算				1回につき	
71	8102	夜間訪問小規模事業所加算2	ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算				1月につき	
71	8110	夜間訪問中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				1回につき	
71	8112	夜間訪問中山間地域等提供加算2	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く) 所定単位数の 5% 加算				1月につき	
71	6133	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅰ1	ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3	1日につき
71	6134	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅰ2		(2)ロを算定する場合	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4	
71	6135	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅱ1	ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	90 単位加算	90	1月につき
71	6137	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅱ2			(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	120 単位加算	120	
71	6112	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ1	(2)ロを算定する場合	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位加算	22	1回につき
71	6113	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ2			(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位加算	18	
71	6114	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ3	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(2)ロを算定する場合	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6	
71	6115	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ1			(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	154 単位加算	154	1月につき
71	6116	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ2	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	126 単位加算	126			
71	6117	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ3	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	42 単位加算	42			
71	6100	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ1	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位加算	18	1回につき		
71	6101	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ2	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算	12			
71	6110	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ	126 単位加算	126	1月につき		
71	6102	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ2	(4)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	84 単位加算	84			
71	6111	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき	
71	6109	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
71	6103	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
71	6105	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
71	6107	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
71	6118	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ		ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
71	6119	夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算				
71	7201	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1	基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	50		
71	7203	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2			100 単位加算	100		
71	7205	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3			150 単位加算	150		
71	7207	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4			200 単位加算	200		
71	7209	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5			250 単位加算	250		
71	7211	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6			300 単位加算	300		
71	7301	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算1	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	50		
71	7303	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算2			100 単位加算	100		
71	7305	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算3			150 単位加算	150		
71	7307	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算4			200 単位加算	200		
71	7309	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算5			250 単位加算	250		
71	7311	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算6			300 単位加算	300		
71	8300	夜間訪問介護令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応			所定単位数の 1/1000 加算		

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
71	1112	夜間訪問介護Ⅰ基本・日割	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 1,025 単位	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	34	1日につき
71	2112	夜間訪問介護Ⅱ・日割	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	2,800 単位		92	
71	8003	特別地域夜間対応型訪問介護加算2・日割	特別地域夜間対応型訪問介護加算	ロを算定する場合 所定単位数の 15% 加算			
71	8103	夜間訪問小規模事業所加算2・日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ロを算定する場合 所定単位数の 10% 加算			
71	8113	夜間訪問中山間地域等提供加算2・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ロを算定する場合 所定単位数の 5% 加算			
71	7202	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1日割	基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	2	
71	7204	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2日割		100 単位加算		3	
71	7206	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3日割		150 単位加算		5	
71	7208	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4日割		200 単位加算		7	
71	7210	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5日割		250 単位加算		8	
71	7212	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6日割		300 単位加算		10	
71	7302	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算1日割	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)	50 単位加算		2	
71	7304	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算2日割		100 単位加算	3		
71	7306	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算3日割		150 単位加算	5		
71	7308	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算4日割		200 単位加算	7		
71	7310	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算5日割		250 単位加算	8		
71	7312	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算6日割		300 単位加算	10		